

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 連結付加税で附帯決議

Q : 連結納税制度等を盛り込んだ法人税法等の改正案には、附帯決議が付されたようですが、内容を教えてください。

A : 連結納税の適用状況や法人税収の動向によっては、連結付加税の見直しを検討する旨が盛り込まれています。

【解説】

連結付加税の存在などから、14年度から連結納税制度を導入する企業は、少数にとどまる可能性が濃厚となっていますが、その連結付加税の見直しについて、連結納税制度等を盛り込んだ法人税法等の一部改正案に附帯決議が付されました。

附帯決議では、連結付加税の見直しについて、企業の連結納税の適用状況、及び法人税収の動向等財政事情を的確に踏まえ、検討を行うこととしています。赤字法人が少ない優良企業グループにあつては、連結納税を適用しない理由として、連結付加税を挙げるところもあるだけに、仮に連結付加税が凍結・廃止等となれば、連結納税制度の利用が一気に広がる可能性もあります。ただ、その場合には、再び減収が懸案となることも考えられ、連結付加税の見直しが実現するかどうかは、適用企業数とともに、財政事情が鍵を握ることになるようです。

附帯決議には他に、①納税者に対する制度の周知及び運用における十分な配慮等に特段の努力を行う、②今後とも国税職員の定員の確保・機構の充実・機械化の促進等に特段の努力を行う旨が盛り込まれています。

